平成２４年（フ）第１１３号
福島市御山字大木13番地の５
債務者　宍戸　正仁
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１１７号
福島県伊達郡国見町大字森山字太田川７番地
債務者　斎藤　里史
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１２２号
福島市岡部字岡部50番地の２、従前の住所福島市山口字町田12番地の１
債務者　小林　義美
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第３４９号
茨城県ひたちなか市部田野735番地２　県営西十三奉行アパート11―103
債務者　中川　達嗣
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３５５号
茨城県小美玉市大谷896―57　小山田猛方、住民票上の住所茨城県行方市浜583番地
債務者　井川　　忍
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３７７号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅64棟３－６号
債務者　三枝　　衛
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３８１号
茨城県水戸市双葉台５丁目799番地の10　県営双葉台東アパート３棟３―304号
債務者　久保野景子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４０４号
茨城県水戸市元吉田町2316番地の17
債務者　堀川　　潤
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７４号
茨城県つくばみらい市筒戸3164番地５　アネックス壱番館101号室
債務者　宮内　政雄
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７５号
茨城県つくばみらい市筒戸3164番地５　アネックス壱番館101号室
債務者　宮内　　緑
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９９号
茨城県石岡市柿岡3787　医療法人滝田会丸山荘病院、住民票上の住所茨城県石岡市片野720番地
債務者　岡野　智子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１３号
茨城県小美玉市栗又四ケ2569番地９
債務者　樋口　孔佑
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２４号
茨城県かすみがうら市稲吉２丁目６番23号サンパレス荒井201、前住所茨城県かすみがうら市下稲吉2607番地８　Ｃ―404
債務者　後藤　恒司
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９９号
茨城県常総市本石下1993番地１　サンシティ石下207号
債務者　軽部　照美（旧姓藪）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２０２号
茨城県猿島郡境町2144番地56
債務者　横倉　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２０７号
茨城県結城市大字結城2286番地３
債務者　渡邊　修實
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２１２号
茨城県筑西市梶内861番地
債務者　桑本　和恵
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部